

那賀町薬剤師奨学金返還支援金交付要領

(趣旨)

第1条 那賀町薬剤師奨学金返還支援金（以下「支援金」という。）の交付については、支援金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(認定申請の添付書類)

第3条 要綱第5条による申請を行う場合の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 履歴書（要綱様式第1号関係 別紙1）
- (2) 奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの
- (3) 奨学金事業実施者が発行する「貸与奨学金返還確認票」の写し
- (4) 次の各号のいずれかの書類
 - ア 要綱第4条第1項第1号のアに該当する者にあつては在学証明書（在学中の大学、大学院の名称及び学部・学年、研究科がわかるものとする。）
 - イ 要綱第4条第1項第1号のイに該当する者にあつては薬剤師免許証の写し
- (5) 前各項のほか、町長が必要と認める書類

(認定を受ける者の決定)

第4条 要綱第5条による申請を行った者が、募集人数を超えた場合であっても、町の正規職員（薬剤師）採用試験に合格し、採用予定者として内定通知を受けることを認定条件として附すことにより、募集人数を超えて、認定を受ける者として決定することができるものとする。

(研修のプログラム)

第5条 要綱第11条第1項第6号による町が認めるプログラムは、徳島県が実施する地域医療を支える薬剤師確保・育成事業により定められたものとする。

(交付申請の添付書類)

第6条 認定者が、要綱第12条による交付申請を行う場合の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 確認書（要綱様式第5号別紙）
- (2) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの（奨学金の返還状況（返還額、返還残高等）が確認できる書類として奨学金事業実施者が発行する「奨学金返還証明書」等）
- (3) 他の奨学金返還支援制度を併用する場合、その助成額がわかる資料の写し
- (4) 前各号のほか、町長が必要と認める書類

2 交付申請を行う初年度については、前項に掲げるもののほか、次の書類を添付するものとする。

- (1) 要綱第4条第1項第1号のアに該当する者にあつては、大学等卒業証明書・修了証明書又はこれに準ずるものの写し
- (2) 要綱第4条第1項第1号のアに該当する者にあつては、薬剤師免許証の写し又は登録済証明書の写し（登録済証明書の写しを添付した場合は、翌年度に薬剤師免許証の写しを添付すること。）
- (3) 要綱第4条第1項第1号のイに該当する者にあつては、薬剤師免許証の写し
- (4) 前各号のほか、町長が必要と認める書類

（補助事業変更等承認申請書の添付書類）

第7条 認定者が、要綱第14条による補助事業変更（中止・廃止）承認申請を行う場合の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 変更後の交付申請書（要綱様式第5号）
- (2) 変更（中止・廃止）の内容が確認できる書類
- (3) 前各項のほか、町長が必要と認める書類

（実績報告の添付書類）

第8条 認定者が、要綱第15条による実績報告を行う場合の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの（奨学金の返還状況（返還額、返還残高等）が確認できる書類として奨学金事業実施者が発行する「奨学金返還証明書」等を添付すること。）
- (2) 前項のほか、町長が必要と認める書類

（支援金の交付請求及び交付）

第9条 認定者は、要綱第17条に規定する支援金の交付請求をしようとするときは、交付対象年度の翌年度の5月15日までに、支援金交付請求書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、対象者から提出のあった支援金交付請求書が適正であれば、請求書を受理した年度の5月31日までに交付するものとする。

（書類の提出方法）

第10条 書類の提出は、町が別に定める受付窓口あてに持参、郵送等（簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る）又は電子メール（添付ファイルはすべてPDF形式に変換し、暗号化して送付する場合に限る）により行うものとする。

- 2 規則及び要綱の規定により町長に提出する書類の部数は、正本1部とする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。